

民間放課後児童クラブ補助事業者の公募について

次のとおり、民間放課後児童クラブに係る補助事業者を募集します。

令和7年10月1日

大分市長 足立 信也

1 事業の目的

本市では、令和7年3月に策定した「第3期すくすく大分っ子プラン」に基づき、放課後児童クラブ事業（以下「クラブ」という。）に係る提供体制の充実に努めている。現在、既設クラブの提供体制が不足している校区において、民間事業者が運営するクラブを新たに設置することにより、同校区におけるクラブ提供体制の不足の解消を図る。

2 事業の概要

以下の小学校に就学する児童を対象に放課後児童健全育成事業を実施する。

- ・大分市立大道小学校

※詳しくは、別紙「大分市民間放課後児童クラブ補助事業者公募要領」を参照

3 事業者の選定方法

- ①補助事業候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。
- ②補助事業候補者は、大分市民間放課後児童クラブ運営事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）の評価に基づき市長が決定する。
- ③選定は、審査基準に基づき書類審査及び、プレゼンテーション・ヒアリングでの審査により行う。
- ④選定の結果、評価点の合計が選定水準点を超えた者のうち、最も高い者について、市と事業実施に係る協議を行う。この場合において、市が当該事業者に対して補助事業として実施する場合における条件を付する場合がある。また、当該協議が合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- ⑤評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の協議により選定する。
- ⑥選定結果は参加者すべてに通知する。
- ⑦提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を補助事業候補者として選定する。

4 参加資格要件

参加表明書の提出日において、次のすべての要件を満たしている者であること

- (1) 法人格を有している者であること
- (2) 「大分市立大道小学校区」のうち、いずれか又は複数の校区においてクラブの運営を円滑に実施することが可能な者であること
- (3) 日本国内において、以下のアからクのいずれかの施設に係る管理運営実績を有する者であること
 - ア 放課後児童健全育成事業所
 - イ 認可保育所
 - ウ 認定こども園
 - エ 認可外保育施設
 - オ 放課後等デイサービス
 - カ 幼稚園
 - キ 小学校
 - ク 上記のアからキのいずれかに類する施設であり、市長が適当と認める施設
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと
- (5) 市長が地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しない者でないこと
- (6) 大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成21年大分市告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと
- (7) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (10) 企画提案書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと
- (11) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと

5 補助額

「大分市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に基づく補助を行う。補助額は、要綱別表の規定に基づき算定する。

6 事業者選定に係る手続き等について

(1) 選定の流れ（予定）

内 容	期 間 等
公募要領等の配布期間	令和 7 年 10 月 1 日(水) ～令和 7 年 10 月 22 日(水)
公募要領に関する質問書受付締切	令和 7 年 10 月 15 日(水) 午後 5 時
参加表明書の提出締切	令和 7 年 10 月 22 日(水) 午後 5 時
企画提案書等の提出期間	令和 7 年 10 月 23 日(木) 午前 9 時 ～令和 7 年 11 月 10 日(月) 午後 5 時
選考（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和 7 年 11 月 18 日(火)
選考結果の通知	令和 7 年 11 月下旬

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を表明しようとする者は、令和 7 年 10 月 22 日(水)までに次の

①から④の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加表明書 (様式第 1 号)
- ② 事業者概要 (様式第 2 号)
- ③ 事業実績調書 (様式第 3 号)
- ④ 納税証明書 (国税、県税、市税について滞納がないことを証するもの)

提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することが出来ない。

なお、参加資格の審査結果は、参加資格の有無に関わらず、全ての参加表明者に書面で通知する。

(3) 実施要領等に関する質疑応答

実施要領等に質問がある場合には、令和 7 年 10 月 15 日(水)午後 5 時《必着》までに質問書（様式第 4 号）を提出すること。（FAX、メール可）

提出された質問について、令和 7 年 10 月 20 日(月)までに質問者名を伏せて、質問内容及び回答を市ホームページに公開する。

※ただし、提出期限までに参加表明書を提出し、参加資格があると認められた者の質問のみに回答する。

(4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに係る企画提案書（様式第 5 号）等は、令和 7 年 10 月 23 日(木)午前 9 時～11 月 10 日(月)午後 5 時《必着》までに提出すること。提出する部数は、正本 1 部、副本 6 部（正本 1 部以外はコピー可）とする。（郵送の場合は、書類書留に限る）

※提出書類等については、別添資料「大分市民間放課後児童クラブ補助事業者公募型プロポーザル提出書類一覧」（以下、「提出書類一覧」）を参照のこと

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。日程は、令和 7 年 11 月 18 日(火)を予定しているが、詳しい時間や場所等はプロポーザル参加事業者に対して別途通知する。

(6) 選考結果の通知

選考結果は、プロポーザル参加事業者に対し令和 7 年 11 月下旬に通知する。

(7) 担当部署及び書類等の提出先

〒870-8504 大分市荷揚町 3 番 4 5 号 (荷揚複合公共施設 3 階)

大分市子どもすこやか部子育て支援課 (選定委員会事務局)

電話番号 : 097-537-5675

F A X : 097-533-2613

E-mail : kosodatesien1@city.oita.oita.jp

※本プロポーザルに関する様式や各種資料については、子育て支援課窓口及び市ホームページにて配布する。

※書類等の提出方法について特段の記載がない場合は、直接持参又は郵送の方法に限ることとする。

※直接持参する場合における受付時間は、市役所開庁日 (土曜、日曜、祝日を除く) の午前 9 時から午後 5 時までとする。

7 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格要件に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

8 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、提案箇所毎に作成すること。なお、同一事業者が複数箇所の提案をする場合は、重複する資料については省略することができる。
※別紙資料「提出書類一覧」を参照のこと
- (3) 提出期間の締切日以降における提出書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 同一事業者が複数箇所の提案をした場合において、提案箇所の一部について選定

する場合がある。

(8) 認可保育所、認定こども園等の既存施設を利用して放課後児童クラブを実施しようと計画している場合、保育・幼児教育課、子ども企画課に事前相談し、既存事業に影響ないことを確認の上、企画提案を行うこと。

(9) 本募集内容を定めるもののほか、必要事項については市が別に定める。